

高子支第34号

令和3年4月9日

指定障がい児通所支援事業所  
管理者各位

高槻市子ども未来部  
子育て総合支援センター所長

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別サポート加算に係る取り扱いについて

平素は、本市児童福祉行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

標記の件について、令和3年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について」及び令和3年3月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「個別サポート加算（Ⅱ）の取り扱いについて」にて通知がありましたので、当該内容についてご確認くださいませよう、よろしく願いいたします。

また、高槻市における各加算の取り扱いについては、下記のとおりといたしますので、あわせてご承知おきください。

なお、本取り扱いを変更する場合は、改めてお知らせいたします。

記

## 1 個別サポート加算（Ⅰ）

### 【児童発達支援】

<令和3年4月1日以降の受給者証**有**>

⇒当該加算の創設趣旨及び現に実施している給付決定時調査の結果を踏まえ、

**全ての児童を加算の対象**とする。

<令和3年4月1日以降の受給者証**無**>

⇒乳幼児等サポート調査の結果を踏まえ、個別に対象児童の判定を行う。

### 【放課後等デイサービス】

<令和3年4月1日を含む受給者証**有**>

⇒当該加算の創設趣旨及び現に実施している基本報酬区分調査の結果を踏まえ、

**『指標該当有』の児童を加算の対象**とする。

<令和3年4月1日以降の受給者証**無**>

⇒就学時サポート調査の結果を踏まえ、個別に対象児童の判定を行う。

## 2 個別サポート加算（Ⅱ）

【児童発達支援・放課後等デイサービス共通】

当該加算の創設趣旨及び算定要件を踏まえ、算定する場合は、**支援・連携内容の記載及び保護者同意のある個別支援計画（写し）の提出が必要**であることとする。

## 3 留意事項

※加算を算定する場合は、当該加算の趣旨、支援内容や利用者負担額等について、あらかじめ保護者へ説明を行うとともに、同意を得る必要があることに留意すること。

※個別サポート加算（Ⅰ）については、重症心身障害児が重心型児童発達支援事業所又は重心型放課後等デイサービス事業所を利用した場合は、**算定不可**であることに留意すること。

（例外として、重症心身障害児が非重心型事業所を利用し、重症心身障害児以外の基本報酬を算定することになる場合は、**算定可**。

※特に個別サポート加算（Ⅱ）については、各算定要件を全て満たす必要があることや、保護者の心情に十分配慮する必要があることに留意すること。

## 4 参考資料

○「令和3年4月以降の5領域11項目の調査等に係る調査方法等について（令和3年3月29日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」

〔URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000763144.pdf>〕

○「個別サポート加算（Ⅱ）の取り扱いについて（令和3年3月31日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」

〔URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/000763388.pdf>〕

### 【問合せ先】

〒569-0802 高槻市北園町6番30号

高槻市子ども未来部子育て総合支援センター  
児童発達支援事務所

TEL：072-686-3032 FAX：072-686-3531

MAIL：[kosodate-82@city.takatsuki.osaka.jp](mailto:kosodate-82@city.takatsuki.osaka.jp)